



# 島根県報

令和5年3月28日（火）

第 399 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	2
島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則	(       "       )	3
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	(沿 岸 漁 業 振 興 課)	5
長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(審 査 指 導 課)	5

### 【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	5
令和4年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(農 畜 産 課)	6
換地処分	(農 村 整 備 課)	6
県営土地改良事業計画の変更（2件）	(       "       )	6
県営土地改良事業の工事の完了	(       "       )	7
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	7
指定施業要件の変更予定保安林	(       "       )	7
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	8
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 住 宅 課)	8

### 【公 告】

公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	9
公共測量の終了	(       "       )	9

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託に係る随意契約の相手方等	(病 院 局)	9
島根県中央病院における手術支援ロボット一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	(       "       )	10

### 【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	11
--------------------------------------	-----------	----

### 【警本告示】

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正	(       "       )	13
島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の廃止（2件）	(       "       )	13
島根県個人情報保護条例第49条の規定による法人の廃止	(       "       )	13

### 【漁調委指示】

船舶を錨止めして行う釣りの禁止		13
-----------------	--	----

**公布された条例等のあらまし**

## ◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第15号）

## 1 規則の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第3条関係）

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則（規則第16号）

## 1 規則の概要

(1) 授業科目等を改めることとした。（第14条・別表関係）

(2) その他規定の整備

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第17号）

## 1 規則の概要

長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

## 1 規則の概要

(1) 長期継続契約を締結することができる契約にソフトウェアの使用許諾契約を追加することとした。（第2条関係）

(2) (1)に掲げる長期継続契約の期間は、5年を超えることができないこととした。（第3条関係）

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

**規 則**

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第15号**

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第16号

島根県立松江高等看護学院学則の一部を改正する規則

島根県立松江高等看護学院学則（昭和49年島根県規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」の次に「・第1条の2」を加え、「第18条」を「第19条」に、「第19条―」を「第20条・」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

**第1条の2** 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 島根県立松江高等看護学院
- (2) 位置 松江市西嫁島二丁目2番23号

第14条第1項中「授業科目、単位数及び授業時間数」を「区分、教育内容、授業科目及び単位数」に改め、同条第2項第2号中「実習」の次に「（臨地実習を含む。）」を加え、同項第3号を削る。

第6章の章名を削り、第20条の前に次の章名を付する。

#### 第6章 卒業

別表を次のように改める。

#### 別表（第14条関係）

区分	教育内容	授 業 科 目	単位数
基	科学的思考の基盤	論理的思考	1
		情報リテラシー	1
礎	人間と生活・社会の理解	生命倫理	1
		家族社会学	1
		外国語（英語）	1
		人間関係論	1
		心理学	1
		教育原理	1
小 計			8
専	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ（解剖学）	2
		解剖生理学Ⅱ（生理学）	1
		代謝栄養学	1
門	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1
		微生物学	1
		病理学	1
		疾病と治療Ⅰ（呼吸器・循環器・脳神経・腎・泌尿器）	1
		疾病と治療Ⅱ（血液・内分泌・精神・女性生殖器・皮膚）	1
		疾病と治療Ⅲ（眼・耳鼻咽喉・運動器・消化器・歯）	1
礎	健康支援と社会保障制度	保健医療福祉論Ⅰ（総合医療論）	1
		保健医療福祉論Ⅱ（公衆衛生）	1
		保健医療福祉論Ⅲ（社会福祉）	1
		看護関係法規	1
野			

		小 計	14
専 門	基礎看護学	看護学概論	2
		基礎看護技術	2
		臨床看護総論	2
		看護過程	1
	地域・在宅看護論	地域リサーチ	1
		在宅看護論概論	1
		地域の中の生活と健康	1
		在宅療養を支える看護	2
	成人看護学	成人看護学概論	1
		クリティカルケア論	1
		慢性疾患看護論	1
	老年看護学	老年看護学概論	1
高齢者の日常生活を支える看護		1	
健康障害のある高齢者の看護		1	
小児看護学	小児看護学概論	1	
	小児病態治療学	1	
	小児の成長発達や健康障害に応じた看護	1	
母性看護学	母性看護学概論	1	
	正常な周産期の看護	1	
	周産期のハイリスク時の看護	1	
精神看護学	精神看護学概論	1	
	精神障害のある人と取り巻く環境	1	
	精神に障害を持つ人の生活と看護	1	
看護の統合と実践	看護マネジメント	1	
	看護マネジメント演習	1	
	国際・災害看護	1	
	看護研究	1	
		小 計	31
野	基礎看護学	基礎看護学	2
		地域・在宅看護論	地域生活支援
	訪問看護		1
	臨地実習	成人看護学	2
		老年看護学	2
		小児看護学	2
		母性看護学	2
		精神看護学	2
		看護の統合と実践	2
		小 計	16
		総 計	69

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目、単位数及び授業時間数については、なお従前の例による。ただし、学院長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

---

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第17号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表長期漁船建造資金の項中「0.7パーセント」を「1.1パーセント」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

---

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第18号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) ソフトウェアの使用許諾契約

第3条第1項第3号ア中「第6号まで及び第8号」を「第6号まで、第8号」に改め、「除く。）」の次に「及び第12号」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 告 示

#### 島根県告示第223号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
松江石油株式会社	島根県松江市東朝日町136番地2	令和5年3月1日

## 島根県告示第224号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和4年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11509631986	正之助（全和黑原6231）	肉用牛 黒毛和種	1級
11622155185	紀多姫（全和黑15195）	肉用牛 黒毛和種	2級
11622155024	真喜桜（全和黑15196）	肉用牛 黒毛和種	2級

## 島根県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和5年3月15日付けで県営土地改良事業に係る波根地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
矢入原地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

## 島根県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
下山佐地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

#### 島根県告示第228号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	完了年月日
西谷堤地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	令和3年12月24日

#### 島根県告示第229号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

##### 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1036、1037-1、1037-5、1045-1、1046-1、1054、1057-1、1260-1、1260-6、1279-1、1279-6、1285-19、1287

##### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第230号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第231号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
鹿足郡吉賀町	平成31年度～令和3年度	57枚	1冊	広石1	令和5年3月16日

## 島根県告示第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 28 日



島根県知事 丸 山 達 也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	東京都中央区日本橋三丁目12番2号	令和5年4月1日

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）
- 2 作業期間  
令和5年3月15日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
安来市飯梨町外地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月9日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間  
令和4年3月1日から令和5年3月9日まで
- 3 作業地域  
浜田市全域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年3月28日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量  
島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局総務部総務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
北陽警備保障株式会社 代表取締役 幡 好明 島根県松江市袖師町9番35号
- 5 随意契約に係る契約金額  
89,892,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
再度入札においても落札候補者がいないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行い、見積金額が予定価格の範囲内となったことから随意契約を行うこととする。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年3月28日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量  
手術支援ロボット 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
小西医療器株式会社出雲営業所 所長 山口 賢二 出雲市塩冶有原町五丁目59番地
- 5 落札金額  
330,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和5年2月10日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

## 島根県公安委員会規則第 2 号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表島根県情報公開条例の部中第24条及び第26条の項から第28条第 1 項の項までを削り、同部の次に次のように加える。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第77条第 1 項	開示請求書の受付
	第77条第 3 項	開示請求書の補正要求
	第82条第 1 項及び第 2 項	開示決定等の通知
	第83条第 2 項	開示決定等の期間延長及び通知
	第84条	開示決定等の期間の特例延長及び通知
	第85条第 1 項	開示請求の事案の移送及び通知
	第86条第 1 項及び第 2 項	第三者に対する意見書提出の機会の付与
	第86条第 3 項	意見書を提出した第三者への通知
	第87条第 1 項	開示の実施
	第91条第 1 項	訂正請求書の受付
	第91条第 3 項	訂正請求書の補正要求
	第93条第 1 項及び第 2 項	訂正決定等の通知
	第94条第 2 項	訂正決定等の期間延長及び通知
	第95条	訂正決定等の期間の特例延長及び通知
	第96条第 1 項	訂正請求の事案の移送及び通知
	第97条	保有個人情報の提供先への通知
	第99条第 1 項	利用停止請求書の受付
	第99条第 3 項	利用停止請求書の補正要求
	第101条第 1 項及び第 2 項	利用停止決定等の通知
	第102条第 2 項	利用停止決定等の期間延長及び通知
第103条	利用停止決定等の期間の特例延長及び通知	
第105条第 2 項	審査会に諮問した旨の通知	
第107条第 1 項	裁決をした旨等の第三者への通知	

別表島根県個人情報保護条例の部を次のように改める。

島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年島根県条例第42号）	第 8 条第 1 項	公文書等の提示
	第 8 条第 3 項	公文書等に関する資料の提出
	第 8 条第 4 項	意見書等の提出
	第 9 条第 1 項	意見の陳述の申立て
	第10条	意見書等の提出
	第12条第 1 項	意見書等の写しの受理

別表道路交通法の部第 4 条第 1 項の項の次に次のように加える。

第15条の 3 第 1 項	遠隔操作型小型車使用届出書の受理
第15条の 3 第 3 項	届出番号等の通知

第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査等の実施
第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示

別表道路交通法の部第75条の2の2第2項の項の次に次のように加える。

第75条の12第2項	特定自動運行許可申請書の受理
第75条の13第1項（第75条の16第2項において準用する場合を含む。）	特定自動運行計画の審査
第75条の13第2項（第75条の16第2項において準用する場合を含む。）	国土交通大臣等及び市町村の長への意見聴取
第75条の15第1項及び第2項（第75条の16第2項において準用する場合を含む。）	条件の付与及び変更
第75条の16第1項	特定自動運行計画変更許可申請書の受理
第75条の16第3項及び第4項	特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書の受理
第75条の17	特定自動運行許可及び特定自動運行計画変更許可の公示
第75条の25第1項	特定自動運行実施者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査等の実施
第75条の25第4項	官庁等への照会又は協力依頼
第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示
第75条の26第2項（第75条の27第2項において準用する場合を含む。）	監督行政庁への意見聴取
第75条の27第3項	特定自動運行許可の取消しの公示
第75条の28第3項	仮停止の報告の受理
第75条の29	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理

道路交通法施行規則の部第6条の8の項の次に次のように加える。

第9条の19第1項	特定自動運行許可証の交付
第9条の19第2項	特定自動運行許可証再交付申請書等の受理
第9条の21第2項前段	特定自動運行許可申請者に対する許可審査に必要な資料提出の要求
第9条の21第2項後段	特定自動運行許可申請者に対する特定自動運行計画に必要と認める事項を定めることの要求
第9条の22	知事等への意見聴取
第9条の23第3項	特定自動運行計画変更許可の通知及び許可証の再交付
第9条の25第3項	特定自動運行許可申請書記載事項変更届出に伴う許可証の書換え
第9条の33	特定自動運行許可の取消し等の通知
第9条の38第1項及び第3項	返納された特定自動運行許可証の受理
第9条の38第4項	特定自動運行許可証の返納に伴う公示

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**島 根 県 警 察 本 部 告 示****島根県警察本部告示第1号**

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

第2条中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

**附 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**島根県警察本部告示第2号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成23年島根県警察本部告示第16号）は廃止し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

**島根県警察本部告示第3号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成23年島根県警察本部告示第62号）は廃止し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

**島根県警察本部告示第4号**

島根県個人情報保護条例第49条の規定による法人（平成18年島根県警察本部告示第19号）は廃止し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

**漁 業 調 整 委 員 会 指 示****島根海区漁業調整委員会指示第5-1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、船舶を錨止めして行う釣りについて、次のとおり指示する。

令和5年3月28日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

## 1 制限の内容

島根県出雲市大社町トモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（出雲市大社町日御碕神社浜の鳥居南端、同町小亀島最高頂点及び神戸川河口中央の各点を順次に直線で結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において、漁業者及び遊漁者は船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして釣りを行ってはならない。ただし、毎年6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会会長の承認をあらかじめ受けた場合は、この限りでない。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。